



子ども・学生等医療費助成制度 受給券の更新について

問 ども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

子ども・学生等医療費助成受給券は毎年8月1日に更新となります。新しい受給券を7月下旬に送付しましたのでご確認ください。

■受給券の更新について

8月1日以降から使用できる受給券は、自動更新により7月下旬に発送しました。

※受給券が届いていない場合は、子育て支援係までご連絡ください。

※大学生年代（18歳年度未到達以降）の方へは受給券の交付はありません。償還払いのみの助成となります。

■注意事項

・令和6年中の収入や所得に関する申告（確定申告、住民税申告または年末調整など）が済んでいない方は、**新しい受給券が発行できません**ので、速やかに申告の手続きを済ませてください。

・令和7年1月1日以降に転入された方で、マイナンバーによる所得照会ができない方は、場合により必要な書類の提出をお願いすることがあります。

■登録事項の変更について

子どもの住所、氏名、加入健康保険や保護者などの**登録事項に変更が生じた場合は届け出が必要**です。子育て支援係にて手続きをお願いします。

また、芝山町から転出する際は、受給券を返還してください。

■償還払いについて

県外の医療機関を受診した場合、受給券を使用しなかった場合は、償還払いにより助成します。必要書類を子育て支援係に提出してください。

■必要書類

・申請書
・領収書の原本（医療費の明細が分かるもの）
・保護者の口座が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）

■月額上限制度について

同一医療機関における同一月の受診は、入院11日、通院6回以降は自己負担額0円となります。

受給券を使用して受診した場合は、自動的に適用されますので申請は不要です。

県外の医療機関で受診した場合、受給券を使用しなかった場合は償還払いとなりますので、当該医療機関の1ヶ月分の全ての領収書を持参し申請してください。

※入院と通院は別々にカウントします。

■お知らせ

マイナ保険証を利用する方が、千葉県内のマイナンバーカードを医療費助成受給者証としても利用できる医療機関・薬局などを受診する場合、マイナンバーカード1枚で子ども（学生）医療の受給者証としても利用することができるようになりました。

ただし、**現在は先行実施期間のため、すべての医療機関で利用できるわけではありません。医療機関などを受診する際は、必ず紙の受給券も持参してください。**

利用できる医療機関などは、町やデジタル庁のホームページで確認することができます。



▲町ホームページ (PMH)

認知症サポーター養成講座

問 地域包括支援センター ☎77・3925

認知症サポーターに
なりませんか

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人が身近にいたときに、そつと見守る応援者です。認知症は誰でもなる可能性があります。認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、「認知症サポーター養成講座」を開催します。

日時 9月11日(木)

午後1時30分～3時

場所 福祉センター2階

(やすらぎの里)

対象 町内在住者、町内在勤者

内容 認知症に関する知識や認知症の方との接し方

申込方法 9月5日(金)までに、地域包括支援センターへお申し込み下さい。



児童扶養手当 現況届・所得状況届を忘れずに

問 ども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

現在、児童扶養手当の認定を受けている方は9月1日までに**現況届または所得状況届を必ず提出**してください。

■児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する年度の3月31日までの間にある児童（児童の心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を監護、養育するひとり親世帯の父または母、または養育者に対して支給される手当です。

■児童扶養手当現況届・所得状況届とは

児童扶養手当受給者の所得状

況や世帯員の状況などを確認するための届け出で、所得超過により手当が支給停止になっている方も提出が必要です。

現況届が提出されない場合、11月以降、引き続き手当を受けることができません。

また、2年以上現況届の提出がない場合、時効により支払いを受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

※令和7年7～9月の間に新規で認定請求をした方は、現況

届に代えて所得状況届の提出が必要になります。

■提出書類

対象の方には、7月下旬に提出書類を送付しました。各家庭の状況により添付書類が異なりますので、現況届の案内をご確認ください。

■注意事項

・受給者および同居している親族（扶養義務者）の令和6年分の所得税確定申告や市町村民税申告がお済みでない方は、所得の審査ができませんので、速やかに申告をお願いします。

・住所や氏名、振込先口座の変更があった場合は別途届け出が必要です。

・受給者が所得の高い扶養義務者と同居または別居するよう

児童手当の 支給日について

対象月：8月期分（6・7月分）
支給日：8月8日(金)
※令和7年4月支払い分より支給日が11日（休日の場合は前営業日）に変更となっています。
※支払通知書の送付は廃止となりました。

8月20日(水)は はにわの日 博物館無料開放& 古代体験イベント開催

問 芝山古墳・はにわ博物館 ☎77-1828

○勾玉づくり教室

午前9時30分～午後3時 予約不要
材料費300円

○火おこし体験

午前9時30分～午後3時 予約不要
雨天中止

今年はキッチンカーも出店予定！
※天候などにより内容が変更になる可能性があります。直近の情報は博物館Xをご確認ください。



▲博物館 HP



▲博物館 X

博物館で
待ってるよ

